

ご夫婦のための保障（団体定期保険）

# 日本税理士共済会のおしどり保障

— 新規募集のご案内 —

申込締切日

平成22年9月17日（金）

- 最高 税理士本人 1,500万円  
配偶者 500万円の“ご夫婦同時保障”
- 税理士本人・配偶者共に弔慰金額が選択できます  
税理士本人 1,500万円／1,000万円／500万円（3種類）  
配偶者 500万円／400万円／300万円／200万円／100万円（5種類）
- 保険期間は1年間（平成22年12月1日～平成23年11月30日）  
毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます。
- 「配分金」（配当金）払戻し  
1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配分金としてお支払いします。  
※配分金は、ご加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。  
※中途加入の場合、半年分の負担金に対する配分金を払戻しします。

## ご意向（ニーズ）確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向（ニーズ）に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

..... ご確認事項 .....

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、負担金、保険期間、保険金額等について申込者さま全員（配偶者含む）のご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 申込方法 同封の「共済会だより2010早涼号」巻末の「おしどり保障申込書」に必要事項をご記入の上、返信用封筒またはFAXにて共済会宛にお送りください。  
(本申込書・口座振替依頼書を送付します)
- 申込提出先 日本税理士共済会
- 責任開始期 平成22年12月1日

お申し込み／お問合せは

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

三井一団—22—131

## 制度の内容と取扱い

### ● 新規にご加入いただける方

本人：日本税理士共済会会則第5条（\*1）に規定する税理士で、加入日現在、健康で正常に業務に従事されている満18歳以上65歳6ヶ月以下（昭和20年6月2日以降生まれ）の方。

配偶者：上記の配偶者で、加入日現在、健康に日常生活を営んでいる80歳6ヶ月以下（昭和5年6月2日以降生まれ）の方。

※本制度は、ご夫婦でご加入いただく制度です。本人のみ、配偶者のみでの加入は出来ません。

※配偶者の加入は被保険者となることへの同意が前提となります。

### ● 責任開始期・保険期間

・責任開始期は平成22年12月1日です。

・保険期間は平成22年12月1日から平成23年11月30日までの1年間です。以後、1年ごとに更新します。

（以降は、特にお申し出のない限り、80歳6ヶ月以下まで毎年自動的に更新します。また、ご加入後にお体を悪くされても、更新直前の保険金額と同額以下かつ年齢による制限以下で更新できます）

### ● 配分金（配当金）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配分金としてお支払いします。

※配分金は、ご加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

### ● 中途加入・脱退

・契約更新は年1回（12月1日）、中途加入は6月1日に可能です。中途加入の場合、保険期間は、6月1日から11月末日までとなり、以後12月1日から1年ごとに更新します。

・80歳6ヶ月を超えた方は保険期間満了の日をもって脱退となります。ただし、配偶者の方が先に80歳6ヶ月を超えた場合は、税理士本人は「本人」の負担金のみで継続することができます。（税理士本人が先に80歳6ヶ月を超えた場合は配偶者も脱退となります）

・日本税理士共済会会則第7条（\*2）により共済会会員資格を喪失した方は脱退となります。（配偶者も同時脱退となります）

・税理士本人が本制度から脱退（死亡・高度障害を含む）した場合は、配偶者も同時脱退となります。

（配偶者が死亡・高度障害となった場合、税理士本人は本人の負担金のみで継続することができます）

・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

### ● 弔慰金（保険金）受取人

・税理士本人が亡くなった場合は配偶者が受取人となります。

・配偶者が亡くなった場合は、税理士本人が受取人となります。

・本人と配偶者が同時に亡くなった場合は、法定相続人が受取人となります。

・高度障害保険金の場合は被保険者が受取人となります。

・遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

日本税理士共済会 会則より抜粋

（会員）

\*1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士
2. 税理士の配偶者及び使用人等並びに税理士法人の使用人
3. 日本税理士会連合会・単位税理士会又は税理士関連団体等の使用人

第5条の2（省略）

（資格の喪失）

\*2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有しない。

1. 死亡したとき
2. 第5条又は第5条の2に規程する者でなくなったとき
3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて滞納したとき
4. 本会に退会の届出をしたとき

## 保障内容と負担金

### ● 保障内容

#### 弔慰金（死亡保険金）の種類

税理士本人：1,500万円、1,000万円、500万円（3種類）

配偶者：500万円、400万円、300万円、200万円、100万円（5種類）

1,500万円の方が更新時に70歳6ヶ月以上になったときは上限1,000万円になります。

1,000万円の方が更新時に75歳6ヶ月以上になったときは500万円になります。

（配偶者の方は年齢による種類の制限はありません）

### ● 支払事由

**死亡保険金**：保険期間中に死亡した場合に、死亡保険金をお支払いします。

**高度障害保険金**：責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

※保険金が支払われない場合があります。詳しくは「その他のご案内」を参照ください。

### ● 負担金の算出方法

右の負担金表 A表（税理士本人）、B表（配偶者）の合計が負担金となります。

税理士本人 【A表】	+	配偶者 【B表】	=	負担金額 【A表】 + 【B表】
円		円		円

## 負担金表（6ヶ月払い）

A 税理士本人			弔慰金（死亡保険金）		
保険年齢	生年月日	性別	500万円	1,000万円	1,500万円
18～35歳	昭和50年6月2日～平成4年12月1日	男	4,975	9,950	14,925
		女	3,740	7,480	11,220
36～40歳	昭和45年6月2日～昭和50年6月1日	男	6,060	12,120	18,180
		女	5,060	10,120	15,180
41～45歳	昭和40年6月2日～昭和45年6月1日	男	7,620	15,240	22,860
		女	5,855	11,710	17,565
46～50歳	昭和35年6月2日～昭和40年6月1日	男	10,385	20,770	31,155
		女	7,385	14,770	22,155
51～55歳	昭和30年6月2日～昭和35年6月1日	男	14,705	29,410	44,115
		女	9,470	18,940	28,410
56～60歳	昭和25年6月2日～昭和30年6月1日	男	20,555	41,110	61,665
		女	11,205	22,410	33,615
61～65歳	昭和20年6月2日～昭和25年6月1日	男	29,285	58,570	87,855
		女	14,735	29,470	44,205
66～70歳	昭和15年6月2日～昭和20年6月1日	男	47,190	94,380	141,570
		女	21,645	43,290	64,935
71歳	昭和14年6月2日～昭和15年6月1日	男	62,715	125,430	
		女	27,905	55,810	
72歳	昭和13年6月2日～昭和14年6月1日	男	68,770	137,540	
		女	30,785	61,570	
73歳	昭和12年6月2日～昭和13年6月1日	男	75,445	150,890	
		女	34,080	68,160	
74歳	昭和11年6月2日～昭和12年6月1日	男	83,000	166,000	
		女	37,900	75,800	
75歳	昭和10年6月2日～昭和11年6月1日	男	91,705	183,410	
		女	42,310	84,620	
76歳	昭和9年6月2日～昭和10年6月1日	男	101,670		
		女	47,340		
77歳	昭和8年6月2日～昭和9年6月1日	男	112,840		
		女	53,160		
78歳	昭和7年6月2日～昭和8年6月1日	男	125,045		
		女	59,865		
79歳	昭和6年6月2日～昭和7年6月1日	男	139,095		
		女	67,535		
80歳	昭和5年6月2日～昭和6年6月1日	男	154,940		
		女	76,385		

（単位：円）

B 配偶者			弔慰金（死亡保険金）				
保険年齢	生年月日	性別	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
18～35歳	昭和50年6月2日～平成4年12月1日	男	995	1,990	2,985	3,980	4,975
		女	748	1,496	2,244	2,992	3,740
36～40歳	昭和45年6月2日～昭和50年6月1日	男	1,212	2,424	3,636	4,848	6,060
		女	1,012	2,024	3,036	4,048	5,060
41～45歳	昭和40年6月2日～昭和45年6月1日	男	1,524	3,048	4,572	6,096	7,620
		女	1,171	2,342	3,513	4,684	5,855
46～50歳	昭和35年6月2日～昭和40年6月1日	男	2,077	4,154	6,231	8,308	10,385
		女	1,477	2,954	4,431	5,908	7,385
51～55歳	昭和30年6月2日～昭和35年6月1日	男	2,941	5,882	8,823	11,764	14,705
		女	1,894	3,788	5,682	7,576	9,470
56～60歳	昭和25年6月2日～昭和30年6月1日	男	4,111	8,222	12,333	16,444	20,555
		女	2,241	4,482	6,723	8,964	11,205
61～65歳	昭和20年6月2日～昭和25年6月1日	男	5,857	11,714	17,571	23,428	29,285
		女	2,947	5,894	8,841	11,788	14,735
66～70歳	昭和15年6月2日～昭和20年6月1日	男	9,438	18,876	28,314	37,752	47,190
		女	4,329	8,658	12,987	17,316	21,645
71歳	昭和14年6月2日～昭和15年6月1日	男	12,543	25,086	37,629	50,172	62,715
		女	5,581	11,162	16,743	22,324	27,905
72歳	昭和13年6月2日～昭和14年6月1日	男	13,754	27,508	41,262	55,016	68,770
		女	6,157	12,314	18,471	24,628	30,785
73歳	昭和12年6月2日～昭和13年6月1日	男	15,089	30,178	45,267	60,356	75,445
		女	6,816	13,632	20,448	27,264	34,080
74歳	昭和11年6月2日～昭和12年6月1日	男	16,600	33,200	49,800	66,400	83,000
		女	7,580	15,160	22,740	30,320	37,900
75歳	昭和10年6月2日～昭和11年6月1日	男	18,341	36,682	55,023	73,364	91,705
		女	8,462	16,924	25,386	33,848	42,310
76歳	昭和9年6月2日～昭和10年6月1日	男	20,334	40,668	61,002	81,336	101,670
		女	9,468	18,936	28,404	37,872	47,340
77歳	昭和8年6月2日～昭和9年6月1日	男	22,568	45,136	67,704	90,272	112,840
		女	10,632	21,264	31,896	42,528	53,160
78歳	昭和7年6月2日～昭和8年6月1日	男	25,009	50,018	75,027	100,036	125,045
		女	11,973	23,946	35,919	47,892	59,865
79歳	昭和6年6月2日～昭和7年6月1日	男	27,819	55,638	83,457	111,276	139,095
		女	13,507	27,014	40,521	54,028	67,535
80歳	昭和5年6月2日～昭和6年6月1日	男	30,988	61,976	92,964	123,952	154,940
		女	15,277	30,554	45,831	61,108	76,385

（単位：円）

※上記負担金は概算であり、申込締切後の正規負担金と募集時の概算負担金が異なった場合は、初回から正規負担金を適用します。

※この負担金は、加入時の金額で、継続の時は、更新時の保険年齢層に変わります。

※税理士本人の新規加入は65歳までです。（赤枠内の数字は継続の場合です。）

※税理士本人の弔慰金500万円は80歳、1,000万円は75歳、1,500万円は70歳まで継続更新することができます。ただし、66歳以上の方は、弔慰金の増額はできません。

※保険年齢とは、平成22年12月1日現在を基準に満年で計算し、1年未満の端数については6ヶ月を超えるものは切り上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てます。

※上記負担金には弔慰金100万円あたり360円の制度運営費が含まれています。

## 払込方法

- 年2回（11月・5月のそれぞれ23日\*営業休日の場合翌営業日）、ご指定の銀行口座より自動振替いたします。（領収証の発行はいたしません）
- 払い込んだ負担金はお返しできません。
- 新規ご加入者には、後日「被保険者証」をお送りします。
- 現金・小切手による直接払い込みは事務処理の都合上ご遠慮願います。
- 毎年11月の振替前に「振替のご案内」をお送りします。（年1回のみお送りしております）

## その他のご案内

### ● 税務関係

- ・お支払いいただいた保険料（負担金から制度運営費を控除した額）から配当金を控除した額が生命保険料控除の対象になります。（所得税法第76条）
  - ・弔慰金（死亡保険金）は、受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、第12条）
  - ・被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税です。（所得税法施行令第30条）
- ※平成22年7月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。

### ● 『所定の高度障害状態』とは次の状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### ● 弔慰金（死亡保険金）をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除等となり、弔慰金（死亡保険金）をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください

- (1) 被保険者が加入（増額）日以降1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、もしくは高度障害状態にさせたとき
- (3) 被保険者が戦争またはその他の変乱によって死亡、もしくは高度障害状態となったとき
- (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
- (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (6) 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- (8) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

### ● この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）

### ● 個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社（三井生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が、生命保険会社と締結する団体定期保険により運営されます。

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。

【問 合 せ 先】 日本税理士共済会 事務局 担当：小林 TEL 03-5740-0321

（引受割合）

【引受保険会社】	三井生命保険株式会社	70%	〔事務幹事〕
	明治安田生命保険相互会社	18%	
	太陽生命保険株式会社	12%	

\* 上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

\* 引受保険会社および引受割合は平成22年6月1日現在のものであり、今後変更することがあります。

【保険会社窓口】 三井生命保険株式会社 広域法人部 担当：有田 TEL.03-6831-8860